

生産情報公表養殖魚についての小分け業者の認証の技術的基準

制 定 平成20年3月21日農林水産省告示第418号
改 正 平成25年2月25日農林水産省告示第505号
改 正 平成28年6月1日農林水産省告示第1268号
最終改正 平成30年3月29日農林水産省告示第691号

一 小分けし、及び格付の表示を付するための施設

1 小分けのための施設

養殖魚を区別して小分けを行うのに支障のない広さ及び構造であること。

2 格付の表示のための施設

証票の管理のための施設であること。

二 小分けの実施方法

1 三の2に規定する小分け責任者に、次に掲げる職務を行わせていること。

(1) 小分けに関する計画の立案及び推進

(2) 小分けの行程に生じた異状、苦情等に関する措置及びその対策に関する指導及び助言

2 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

(1) 養殖魚の受入れ及び保管に関する事項

(2) 小分け前の養殖魚の格付の表示の確認に関する事項

(3) 小分け後の養殖魚の格付の表示に関する事項

(4) 小分けの方法に関する事項

(5) 生産情報公表養殖魚の日本農林規格(平成20年3月21日農林水産省告示第416号)

第2条に規定する生産情報（以下単に「生産情報」という。）の伝達に関する事項

(6) 苦情処理に関する事項

(7) 小分けの実施状況についての登録認証機関又は登録外国認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

3 内部規程に基づいて小分けを適切に行い、その管理記録（2の(1)から(3)までに掲げる事項についての記録をいう。以下同じ。）及び当該管理記録の根拠となる書類を当該管理記録の作成の日から3年以上保管すること。

三 小分け担当者の資格及び人数

1 小分け担当者の資格及び人数

小分けを担当する者（2において「小分け担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒

業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの

- (2) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者

2 小分け責任者

小分け責任者として、小分け担当者の中から、登録認証機関又は登録外国認証機関の指定する講習会（五において単に「講習会」という。）において小分けに関する課程を修了したものが1人選任されていること。

四 格付の表示を付する組織及び実施方法

1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。

2 格付の表示の実施方法

- (1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程（(2)において「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

ア 格付の表示に関する事項

イ 生産情報の伝達に関する事項

ウ 生産情報公表養殖魚の出荷又は処分に関する事項

エ 出荷後に生産情報公表養殖魚の日本農林規格に不適合であることが明らかとなつた荷口への対応に関する事項

オ 記録の作成及び保存に関する事項

カ 登録認証機関又は登録外国認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

- (2) 格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められること。

五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付の表示を担当する者として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。

最終改正の附則（平成28年6月1日農林水産省告示第1268号）抄

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条第1項の認定を受けている農林物資の小分け業者（同項に規定する小分け業者をいう。）及び同法第19条の4の認定を受けている農林物資の外国小分け業者（同法第17条の2第1項第2号に規定する外国小分け業者をいう。）は、この告示による改正後の生産情報公表養殖魚についての小分け業者の認定の技術的基準の四の2の(1)の規定にかかわらず、この告示の施行の日から1年間は、出荷後に生産情報公表養殖魚の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項について、格付

表示規程を整備しないことができる。

最終改正の改正文（平成30年3月29日農林水産省告示第691号）抄
平成30年4月1日から施行する。